

学校法人石善学園校舎改築記念事業

学校施設整備資金 募金趣意書

皆様方におかれましては、益々、御清祥のこととお慶びいたします。また、日頃から、石善学園の教育に御理解と御支援を賜り、感謝申し上げます。

学園は、昭和五十三年四月に新潟第一高等学校を開校し、昭和六十一年には、新潟第一中学校を併設、新潟県最初の中高一貫校として今日に至っております。

創立以来、質実剛健、自重自治を校是として、生徒一人一人の進路実現を目指し、基礎・基本を重視しながら、より深い学力の向上を図るとともに、将来の社会人に必要とされる全人的な資質の涵養に努めてまいりました。

現在では、一万三千余人の卒業生が、世界や日本各地で活躍し、とりわけ新潟地域の経済産業界の充実・発展に貢献するなど、新潟を支える人材を育成する「規律ある進学校」として高い評価を得ているものと自負しております。

校舎は、これまで必要に応じて改修してきましたが、老朽化は否めず、体育館と本校舎の一部で国が定める耐震基準を下回る状況となっております。また、現在、国のこれまでにない教育改革が進行中であり、社会や時代のニーズに合致した新しい教育が求められています。

これらのことを踏まえ、石善学園は、創立四十周年を期に、校舎の老朽化への対応、耐震性のより一層の強化、そして新しい教育内容にふさわしい学舎へという三つの観点から、校舎改築に取り組んでいるところであります。

資金につきましては、これまで積み立ててきた改築資金や新潟県と新潟市からの改築補助金等により、一定の目途が立っておりますが、新校舎にふさわしい教育環境の充実には、更なる資金の確保が必要な状況にあります。

つきましては、より一層の学園施設・設備の充実を図るため、同窓会及び後援会、並びに関係各位、そして新潟地域の各企業様に対して、寄付を募ることといたしました。

趣旨を御理解の上、御協力・御支援の程、宜しく御願ひ申し上げます。

学校法人 石善学園

新潟第一中学・高等学校

理事長 本間 達郎

校長 草間 俊之

令和元年 十二月吉日

令和元年12月吉日

新潟第一高等学校卒業生の皆様

学校法人石善学園 理事長 本間 達郎
新潟第一高等学校同窓会 会長 佐藤 元
新潟第一中学・高等学校 校長 草間 俊之

新潟第一中学・高等学校施設整備資金への募金のお願い

本校は、創立40周年を期に校舎の改築工事に取り組んでおります。この度、別添の募金趣意書に記載のとおり、卒業生の皆様に、募金をお願いすることと致しました。

ついては、下記により、募金活動にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、お寄せいただいた浄財につきましては、グラウンドの人工芝化などの記念事業に活用させていただく予定です。

記

- 1 募金目標額 1億円
- 2 募金依頼額 1口 5,000円 できれば2口以上でお願いいたします。
- 3 募金期間 令和元年12月から令和4年8月まで

4 募金方法等

(1) 振込方法について

同封の振込用紙により、学校法人の銀行口座にてお振り込みください。なお、募金期間にかかわらず、令和2年3月末までにお振り込みいただければ、幸いです。

(2) 税制上の優遇措置について

募金いただいた金額につきましては、所得税の税額控除の対象となります。詳しくは、裏面の「募金の払込（振込）方法等について」をご覧ください。

(3) お名前等の掲載について

募金いただいた方につきましては、ご意向を確認の上、令和4年発行予定の校舎改築事業の記念誌や寄付者名簿への氏名等の掲載、校舎改築記念顕彰銘板（仮称）へのご芳名の掲載等による顕彰を予定しております。

5 その他

個人としてではなく、会社等法人からの寄付をご検討される場合は、同封の別紙「受配者指定寄付金について」をご覧ください。

照会先（担当者）

〒951-8141

新潟市中央区関新 3-3-1

学校法人石善学園 新潟第一中学・高等学校

校舎改築事業事務局 担当 藤田・田原

Tel 025(231)5643 Fax 025(267)2472

募金の払込（振込）方法等について

1 払込書類について

(1) 募金の払込みについては、次のとおり、必ず同封の払込用紙をご利用下さい。その場合、払込手数料は必要ありません。

ア 第四銀行又は北越銀行の場合 振込通知書

イ ゆうちょ銀行の場合 払込取扱票

(2) 「通信欄」に記載されている□（チェックボックス）については、該当するところにチェックをお願いします。 →

2 所得税法上の優遇措置について

(1) 今回の募金のように、私立学校にご寄付いただきますと、所得税法上の優遇措置を受けることができます。優遇措置の種類としては、①税額控除 と ②所得控除の2つがあります。

① 税額控除の場合

ア 「その年の寄付金額－2千円」の額の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。

イ 対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度になります。また、税額から控除できる金額は、所得税額の25%が上限となります。

② 所得控除の場合

ア 「その年の寄付金額－2千円」を、年間所得額から控除することができます。

イ 控除できる金額は、その年の総所得金額等の40%が限度となります。

(2) いずれの場合も、寄付金の領収書と受領者（今回は学校）が発行する証明書類を添付して、確定申告をしていただきますと、所得税の還付を受けられます。

(3) 上記の領収書及び証明書類については、ご入金いただいてから1～2か月位後に、払込用紙に記載のご住所にお送りいたします。その際に、税制上の優遇措置を受けるための手続等についての説明書類も同封します。

(以上)